

山梨県公報

号外第三十号

平成十五年

四月三日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

一四、〇八五

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

一八四、〇三六

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

選挙区名

東山梨郡選挙区

東八代郡選挙区

西八代郡選挙区

南巨摩郡選挙区

中巨摩郡選挙区

北巨摩郡選挙区

南都留郡選挙区

北都留郡選挙区

甲府市選挙区

富士吉田市選挙区

塩山市選挙区

都留市・西桂町選挙区

山梨市選挙区

大月市選挙区

韮崎市選挙区

三分の一の数

六、九三二

一九、五二三

七、二三〇

一一、五八五

四四、五二五

一六、八〇五

一一、七五八

七、七二五

五一、五六一

一四、一九〇

七、一三六

一〇、一〇九

八、五五六

八、六九二

八、四三四

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番